ワールド内法律

Mimiyan,s.jp

2023年2月15日

改正

〇チート使用禁止法

・何人もワールド内において、チートの使用及びその準備をしてはならない 罰則:違反者は、永久 BAN(仮停止なし)別名:終身 BAN

〇サーバー攻撃禁止法

・何人も、サーバー及び、サーバーソフトに攻撃を行い、落とすなどの行為を してはならない

罰則: 永久BAN(仮停止なし)別名:終身BAN

〇ワールド攻撃禁止法

・何人も NBT や Horion、クラッシュするようなアイテムを使い、ワールドを落 としてはならない

罰則:永久BAN(仮停止なし)別名:終身BAN

〇サーバー破壊罪

・サーバーを復旧不可の状態にまで荒らした者に適用される罰則 罰則:6週間以上の有期 BAN 又は永久 BAN(仮停止あり)又は(仮停止なし)

Oワールド破壊罪

・ワールドを復旧不可能な状態にまで荒らした者に適用される罰則 罰則:4 週間以上の有期 BAN 又は永久 BAN(仮停止あり)又は(仮停止なし)

〇荒らし罪

・ワールド及びサーバー内において、荒らし行為を行った者に適用される罰則 罰則: 永久 BAN (仮停止あり)

「重度:永久 BAN (仮停止なし)」

「軽度:I 週間以上の有期 BAN 又は永久 BAN(仮停止あり)」

O荒らし等準備罪

・何人もワールド及びサーバーにおいて、荒らし等の準備を行ってはならない 罰則:3 週間以下の有期 BAN

○拳銃取り扱い法

・何人も運営により承認された場所以外で拳銃の発砲及びその準備を行っては ならない

罰則:2週間以下の有期 BAN

〇列車往来危険罪

・何人も走行及び営業を行っている列車の妨げ及びその様な行為を行ってはな らない

罰則:2週間以下の有期 BAN

〇使用禁止物使用罪 (使用禁止物の使用)

・何人もワールド及びサーバーにおいて、使用禁止物(TNT, リスポーンアンカー等)を使用又は所持してはならない

罰則:5日以上の有期 BAN 又は永久 BAN (仮停止あり)

O殺人罪

・何人もプレイヤーに危害等を加えてはならない

罰則: 10 日以上の有期 BAN 又は永久 BAN (仮停止あり) 又は (仮停止なし)

〇公然わいせつ罪

・何人も公然の場で、わいせつ物を他人に見せるなど、わいせつな事をしては ならない

罰則:永久 BAN (仮停止あり)

〇建築物破壊罪

・何人も他人が作成した建築物を破壊してはならない

罰則: 4週間以下の有期 BAN 又は永久 BAN (仮停止あり)

〇窃盗罪

・何人も他人の所有物、専有物を盗取してはならない

罰則:3日以上 | 週間以下の有期 BAN

〇建設基準法

一条 ストラクチャーブロックの使用を原則禁止

fill コマンド使用時は、ワールド総管理長の許可を必須とする

罰則:8週間以下の有期 BAN

二条 ワールド及びサーバーに多大な負荷を生じさせるような建築の禁止

罰則:4週間以下の有期 BAN

〇暴言罪

・何人も他人に暴言をはいてはならない

罰則:I 週間以下の有期 BAN 又は永久 BAN(仮停止あり)

O鉄道営業法

- 一条 「鉄道営業条件の厳守」
- ・鉄道営業条件の、「安全性」「輸送力」「法律への遵守」のうち | つでも欠けた場合、次の通りに罰せられる

罰則: |6週間以下の営業停止処分

- 二条 「車内案内表示器の取り付け義務」
- ・鉄道事業者は、鉄道車両に、車両案内表示器を設置しなくてはならない ただし、以下のいずれかの条件に該当する車両は、これを適用しない
 - 一、当法の施行以前に製造された車両
 - 二、国鉄やJRなど、古い車両を再現した車両
 - 三、比較的小規模な鉄道路線の車両(全長 | k m未満)

罰則:8週間以下の営業停止処分

〇ワールド過負荷罪

・何人もワールド及びサーバーにおいて、過剰に負荷をかける行為をしてはならない

罰則:|週間以下の有期 BAN 又は永久 BAN (仮停止あり)

〇虚言罪

・何人も他人に重大な嘘を言ってはならない

罰則: | 週間以上3週間以下の有期 BAN 又は永久 BAN (仮停止あり)

〇鉄道車両等使用法

・何人も、サーバーに参加し、鉄道車両を使用した場合、サーバーから退出する際に、使用した車両を kill (消す) しなければならない

〇なりすまし防止法

・何人も他人にになりすまし、荒らし及び他の罪を犯してはならない 罰則:2週間以下の有期 BAN 又は永久 BAN(仮停止あり)又は(仮停止なし)

〇違法建築禁止法

・何人も、他人の土地で無許可で建築等をしてはならない

罰則:5日以上4週間以下の有期BAN

Oデマ拡散防止法

- ・マイクラ内及びディスコードなど SNS でのデマの拡散を全て禁止
- 事案が発生した際に、証拠などをディスコード上のデマ拡散証拠チャンネル 等に収集を行う
- ・デマが収束するまで、そのデマへの一切の口出しを禁止 (口出しをすると余計にデマが拡散される危険がある為)
- ・デマを拡散した者には、下記の通り罰する

罰則:永久 BAN (仮停止あり) もしくは (仮停止なし)

〇独裁禁止法

・何人もワールド総管理長に就任後に、職権を乱用し、独裁的政治を行っては ならない

罰則:永久 BAN(仮停止あり)もしくは(仮停止なし)

〇他人への悪戯禁止法

・何人も、放置中のプレイヤー及びそうでないプレイヤーにも悪戯をしてはな らない

罰則:3日以上2週間以下の有期BAN

〇建築物無許可改造禁止法

・何人も、他人が建造した建築物を無許可で改造等をしてはならない

罰則:8週間以下の有期 BAN

〇喧嘩防止法

・何人も鯖民同士、運営同士での喧嘩をしてはならない

罰則:5日間の有期BAN

〇チャット欄過負荷罪

・何人もワールド及びサーバーにおいて、チャット欄内にて過剰に負荷をかけてはならない。尚、要信用者については、これを適用をしない

罰則:| 日以上2日以下の有期 BAN 但し、初犯は厳重注意

OBAN 仮停止法

・何人も仮停止有りの永久 BAN になった者は、一定の期間経過後、運営の判断により仮停止を受けられる。仮停止から | ヶ月間何事もなければ、完全停止(処分終了)となる。なお、 | ヶ月以内に罪を犯した場合は、仮停止を受けられなくなる

罰則:永久 BAN (仮停止なし)

〇喧嘩防止法

・何人も鯖民同士、運営同士での喧嘩をしてはならない

罰則:5日間の有期BAN

〇軽犯罪

・何人も比較的軽い罪等を犯した者に適用される罰則

罰則:3日以下の有期 BAN

〇公職選挙法

・選挙の規定に関する法律

第一項、選挙は偶数月に実施する事

第二項、選挙期間中において、不正な選挙買収行為は禁ずる

第三項、立候補開始から3日以内に投票が実施されなかった場合,その立候補 は無効とする

第四項、立候補実施時、前総管理長は総管理長及び,副管理長に人員を推薦する 事が出来る

第五項、上記第四項について, 其々(それぞれ)に立候補者が一人でもいる場合 推薦は無効とする

第六項、原則として立候補者は、総管理長と副管理長のどちらか一方にのみ 立候補可能とする

第七項、上記第六項について,両方に立候補が行われた場合,その立候補は どちらも無効とする

第八項、立候補中に法違反等により処分を受けた場合,その立候補は無効と する

第九項、立候補者が其々(それぞれ)| 人の場合、投票を省略する事が出来る

第十項、他人の名前を使用するなどの悪意のある立候補を行った場合、 なりすまし防止法違反となる

罰則:8週間立候補禁止もしくは 10週間立候補無効

〇重犯罪

・軽犯罪による前科が立て続けに5回以上続いた場合、6回目以降は、これを 適用する

罰則:I週間以下の有期 BAN

〇市町村領域・範囲基準法

z 座標における各市町村の領域・範囲を以下のように明確化する

- ・丸ケ崎市 - Z座標-1000~+1600
- ・南葉市 - Z 座標+1601~+4200
- ・敷田町(しきだちょう) - Z座標+3500~+4200

〇共謀罪(サーバー破壊等準備罪)

・サーバー破壊に関する作戦会議等をしてはならないまた、サーバー破壊に使用するソフトなどを準備してはならない

罰則:満38週間の有期BAN又は永久BAN(仮停止あり)

〇使用禁止モブ使用罪

・荒らしの手助けとなるようなモブ【エンダークリスタル、ガストなど】を使用してはならない

罰則:2週間以下の有期BAN

Oスパイ防止法

・工作員として一般人に紛れ込んだ状態等で、スパイ活動をしてはならないまた、SNS(Twitter・facebook・Instagram 等)を用いて、荒らし等の準備を行うような呼びかけをしてはならない

罰則:満8週間の有期BAN

重度:満 24 週間の有期BAN又は永久BAN(仮停止あり)

O執行猶予法(しっこうゆうよ)

・有期 BAN の期間が 4 週間以下の場合, 2 週間以上 12 週間以下の範囲で処分の 執行の猶予を可能とする

また、猶予期間は、有期 BAN の期間より長い期間を設けなければならない

〇市長基本法

・法律で定められている各市(市町村法参照)において、選挙を用いて市長を 決定する事が出来る。なお、市長の正式な任命は総管理長が行う事とする。 また、市長の任期は、満二ヶ月とする

〇市長選挙法

・市長を決定する選挙は、任期満了時又は辞任時に市長が不在になった際、その都度実施可能とする。なお、選挙は、市長の不在確定から5日以内に開始しなくてはならない

〇市町村法

・以下を市町村として認定する なお、新たな市町村の認定には、総管理長の認証を必要とする。(代理は不可) 又、市町村の面積は、2座標において 1000座標以上必要とする

丸ケ崎市

南葉市

敷田町

海宮町

幕ノ内高田市

OBAN回避禁止法

・BAN処分の回避の為に、別垢で鯖に入り、運営や鯖主を誤魔化すような 行為をしてはならない

罰則:満三ヶ月の有期BAN

各市条例

〇南葉市条例

- 第 | 条 豆腐建築等の建築物は原則認めない
- 第2条 条例確定以前に竣工した建物はこの限りでは無い
- 第3条 建築をする際は「ちーさら」「甘栗」等の動画の視聴を推奨する
- 第4条 建設する土地の区画を必ず確認する

ディコード内法律

〇言葉によるいじめ防止法

・何人も、罪のない者や、他人に暴言など、悪口を言ってはならない 罰則:3週間以上の有期 BAN もしくは永久 BAN(仮停止あり)

OBot 荒らし禁止法

・何人も、Bot を利用して荒らしたりしてはならない 罰則:永久 BAN(仮停止なし)

〇無許可メッセージ削除禁止法

・何人も無許可で他人のメッセージを消してはならない 罰則:5日以下のタイムアウト

〇無許可 Bot 追加禁止法

・何人も、無許可で Bot 等を追加してはならない 罰則:10 日以下のタイムアウト

〇ロール名無許可変更禁止法

2日以上 | 週間のタイムアウト

〇個人情報保護法

※アカウントセキュリティ対策あり

・何人も他人の個人情報を晒すなどの行為をしてはならない 罰則:10週間の有期BAN または、永久BAN(仮停止あり)

※重大の場合、(仮停止なし)もあり

〇鯖内での喧嘩防止法

罰則:3日間の有期BAN

OPC ウイルスに関するリンクの送信禁止法

・何人も、他人の名前を悪用してウイルスを作り出し、リンクを送り付ける 行為や他人のコンピューターをウイルスに感染させ、パソコンを使えなく するような行為をしてはならない

罰則:※他人の名前を悪用し、ウイルスを作ってリンクを貼りだし、 スマホや PC ウイルス感染させ、使えなくした場合 →永久BAN(仮停止なし)別名:終身BAN&ブラックリスト処分

※他人のスマホや PC にコンピューターウイルス感染 させるようなリンク

→仮停止なし&仮停止ありの永久BAN・24ヶ月の有期限 BAN

〇サーバー悪用禁止法

・何人も運営以外, コマンドやロールを勝手にいじったりするような行為を してはならない

また,ロール権限の悪用はしてはならない ロールメンション荒らしも厳罰対象とする

罰則:満3週間の有期 BAN もしくは永久 BAN(仮停止あり)

〇他人のイラスト作品無許可使用罪

・他人が投稿したイラスト作品を無許可で使用・転載してはならない

※手本となる方や参考についてはこれを適用しない

罰則:20 日間タイムアウトまたは満2週間の有期 BAN 及び 5週間イラスト使用禁止処分

Oブラックリスト法

・サーバー破壊等荒らしをした者に適用されるブラックリスト 適用される例:

- 1. 重度の荒らし
- 2. ウイルス感染等サーバー電子機器の破壊で復旧不可にした状態
- 3. Discord 鯖を復旧不可にまでサーバー破壊に Bot での荒らし

〇不正アクセス禁止法

・何人も他人のアカウント乗っ取り、サーバーを荒らすなどの行為してはなら ない

また、アカウント乗っ取り、サーバーを悪用をするなどすると仮停止無しの 永久BAN及びブラックリスト処分の対象となる

罰則:永久BAN(仮停止なし) 別名:終身BAN,ブラックリスト処分有り

〇ポルノ発言禁止法

・何人も、他人に対し、性行為などや服間を出させるような発言及びそのよう な行為をしてはならない

また、他人にわいせつな行為させてはならない

また、下品な建築はしてはならない

罰則:2週間の有期BAN、又は永久BAN(仮停止有り)

〇ヘイトスピーチ規制法案内容

・鉄道会社に対する差別や嫌がらせ 及び、いじめ・差別行為をしてはならないまた、無実の人にいじめ行為をしてはいけない。 表現による嫌がらせや差別、 及び無差別や嫌がらせは認められない

罰則:

嫌がらせや差別的なチャンネルの作成をする行為、その他の差別やいじめ: 4週間の有期 BAN

鉄道会社に対する差別や嫌がらせ 及び、いじめ・差別行為:

8週間の有期 BAN または永久 BAN(仮停止あり)



